

令和 3 年 度

教 育 委 員 会  
定 期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

#### 1 監査の対象

教育委員会に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

#### 2 監査基準日・監査の範囲

令和3年10月31日現在の財務及び事務に関すること

#### 3 監査の実施日

教育委員会	教育総務課	令和3年11月25日	午前 9時から
〃	生涯学習課	令和3年11月25日	午前10時 5分から
〃	文化財課	令和3年11月25日	午前10時45分から
〃	図書館	令和3年11月25日	午前11時15分から
〃	学校教育課	令和3年11月25日	午後 1時15分から

#### 4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、教育委員会から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「令和2年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4 - ① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4 - ② 「指定事項調書」

【教育総務課】  
【生涯学習課】  
【文化財課】  
【学校教育課】  
【図書館】

なし

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

交際費支出状況調書

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

令和3年10月31日現在における教育委員会から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手は学校教育課と生涯学習課で該当があったが、受払状況については、切手保管枚数と受払簿に相違なく、受払が適正に行われていたことを確認した。

### (2) 事務・事業の執行状況

教育委員会に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

## 7 指摘・要望事項

教育総務課 生涯学習課 図書館 学校教育課 文化財課	事務 事業	特になし
--	----------	------

## 8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

○教育総務課・生涯学習課・図書館・学校教育課・文化財課

《指摘要望事項》

随意契約を行う場合には、複数社から見積もりを徴し、内容等を比較し、市に有利な者と契約していただきたい。

《対応措置の内容》

○教育総務課

基本的には、管財課契約担当の示す笛吹市随意契約ガイドラインに沿って複数の業者から見積を徴し契約している。

○学校教育課

随意契約を行う際には、金額に応じ複数社から見積書を徴し、比較した上で契約をしている。

また、少額の場合も市内業者や今までの実績等を考慮し契約をしている。

○生涯学習課

基本的には、総務部管財課契約担当の示す笛吹市随意契約ガイドラインに則り、複数の業者から見積もりを徴し、契約している。

○文化財課

随意契約については、基本的に市の『随意契約ガイドライン』に則って執行しています。特に事例の多い「少額随契」については、経費の縮減等を図るため複数業者による見積徴収を進めています。

○図書館

随意契約については、笛吹市財務規則及び笛吹市随意契約ガイドラインの規定に基づき、複数業者から見積書を徴し執行している。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、なかった。